

令和元年度 第5回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年11月8日（金）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所3階 第3会議室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 熊川英里（東京都立第五商業高等学校） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民） 野島美佳（市民） 羽生久美子（市民）
	事務局	松葉 篤（子ども家庭部長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長） 畠山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 野島三可（児童青少年課 児童・青少年係）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会）	
議 事	（1）「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」（素案）について （2）「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」（素案） 資料No.2 カラーイメージ（案） 資料No.3 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価） 資料No.4 「第三次国立市子ども総合計画」の今後のスケジュール（案）	

【会長】 それでは、皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、これより令和元年度第5回国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、本日8名のご出席をいただいております。これは国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、「会議は、委員及び議案に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日は、事前に事業計画の素案が皆様のご自宅に送付されているかと思っております。かなり分厚い内容ですけれども、本日が一応この素案について検討していく、あるいは皆様の意見をいただ

く1つの会議としては最後の機会になりますので、是非いろいろなご意見をいただきながらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきますので、事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第と書かれたペーパーの一番下の配布資料について記載させてもらっています。配布資料につきましては、No.1から4までご用意させてもらっております。No.1が支援事業計画の素案というものでございます。こちら、事前に送付したのから、その後にさらに幾つか修正をしていますので、本日の審議においてはこちらを活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、資料2番としては、第2章とされている、子ども・子育て支援を取り巻く状況とございます。こちらは今後の完成後の色見本としてつけてございます。資料No.3としましては、A4横の資料で、第三次国立市子ども総合計画の重点的取り組みの中間評価をまとめている資料でございます。資料No.4としまして、今後の審議会のスケジュールをつけてございます。また、皆様の席上には、子どもの総合計画と支援事業計画の冊子をそれぞれ置かせてもらっておりますほか、今回の中間評価の件で参考となります幾つかの資料も置かせてもらっております。サポートブックと、英語の情報交換アプリのチラシ、あとはA3を半分に折って、うちの子紹介シートというのをつけてございます。以上が資料でございます。過不足等ございませんでしょうか。

【会長】 それでは、不足するものがないようでしたら、次第に沿って進めさせていただきたいと思えます。

それでは、早速、今日、議題というか、資料がたくさんありますので、行きます。1つ目の「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」（素案）についてということで、今回の審議で本計画、素案については最後の審議となる予定ですので、皆様につきましては忌憚のないご意見、ご質問等をいただきたく、お願い申し上げます。

まず、資料等の説明を事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No.1をご覧いただきたく存じます。事前に資料を送付させてもらっていましたが、ぎりぎりの送付になってしましまして大変申しわけございませんでした。今回、その以降、修正を加えているところを細かく赤字で全て示してございますので、そちらをまず参考にいただければと思っております。

まず1から3章につきましては、大きい修正点は特にございませぬ。従前にご審議いただいた内容から、文言の調整等をさせてもらっているところですので、今回の説明のところとしては割愛させていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

大きくは、この計画の根幹になります4章以降の話になりますので、4章以降をご覧いただければと思えます。ページにして47ページ以降になります。まず、すみません、そこからさらにページをめくって53ページに、保育のニーズ量と確保提供量を示している表がございませぬ。こちら、前回の審議会のときに、ここの表のうち2号認定の教育希望が強いというところについては、まだ未記入になってございませぬ。こちら、その後、担当課等との調整を踏まえて、数字を入れた形で今回示させてもらっております。

この2号認定、教育希望が強い数字の根拠としまして簡単にご説明申し上げます。幼稚園、あと幼稚園型の認定こども園における預かり保育の受け入れ数の合計値をここに示させてもらっておりますので、そういう形でご理解いただければと思えますので、よろしくお願いいたします。今の注記に

については、55ページに量の見込み等を全部記載した表の一番最後に星印でそこに記載の詳細について、簡易的に説明文を載せておりますので、そちらもあわせてご参照いただければと思います。

続きまして、56ページをご覧ください。ここ以降が、教育・保育の給付に関する質について文言で示しているところになります。事前に送付しているところから大きく変更している部分が③と示している、質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実という項目でございます。こちら、国立市において、今現状で幼児教育関係の向上のための取り組みとして、幼児教育プロジェクトを強化し実施しております。

この視点を踏まえて、幼児教育センターの事業を通じた教育・保育の質の向上、幼稚園教育と保育士の資質の向上、幼・保・小連携ということについて、赤字で記載させてもらっております。特に幼児教育センター事業については、56ページの下の方、二重丸で示しているところから、この事業として実践していくこと、連携していくこと等について箇条で示してございますので、こちらが根幹というところで、質の向上として追記させてもらったところがございますので、よろしく確認いただければと思います。

また、その下に地域子ども・子育て支援の関係との連携に関して留意していく事項として、①で子育て世代包括支援センター事業を通じた妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援ということについて、新たに修正させてもらっております。ここも赤字で示してございますので、ご確認くださいればと思います。

また、ページをめくっていただいた59ページ、7番の子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容といったものが、送付段階ではまだ未記載だったところだと思います。こちらについて、いわゆる幼児教育の無償化というものが始まって、それに伴って子育てのための施設等利用給付が創設されることになったということについて、文言のほうで示させてもらっておりますので、この形でご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

駆け足ですが、4章は以上でございます。

【会長】 それでは、今事務局の説明としては、1章から3章に関しては、それほどこれまでと変更がないということで、説明はありませんでしたけれども、事前送付して、目を通した際に、何か気になることなどがありましたら、1章から3章のところでも構いませんけれども、いかがでしょうか。何かご意見とか、あるいはもう少しこのあたりを説明してほしいとか、そういったことでも結構ですが、もし何かございましたらお願いします。

1章のところは、この計画がどんな位置づけなのかということの事務的な説明がずっと載っているわけですが、2章のところは、国立市の人口動態統計ですとか、あとは今回の計画の基盤になるニーズ調査にかかわる調査結果ですとか、あるいは、少し課題として認識できるような就学援助の子どもの推移とか、いじめの認知件数とか、そういったものが載っています。

そして、ニーズ調査のところは子どもの居場所とか、いろいろ載っているわけですが、それで、3章のところは、前回の計画を踏襲した理念とか方針がずっと出てきまして、それで今、ご説明いただいた4章の乳幼児期の教育・保育の整理というものになりますけれども、何か気になることとかありますか。何かございますか。

羽生委員とか、何かありますか。

【委員】 すみません、用語のわからないところがありまして。

【会長】 どうぞ。

【委員】 21ページの下の②の保育園の状況のところ、一番下の米印の中の受託児と委託児というの、読んでいてわからない用語です。

【会長】 ああ、括弧のところですね。ちょっと、この受託児という言葉、行政用語みたいな感じですかね。ちょっとご説明いただけますか。

【事務局】 受託児は、ほかの自治体、国立市外の児童を国立市内の保育園で受け入れている場合の児童を指します。委託児のほうは逆で、国立市にお住まいの児童が外の自治体の園に通っている場合を指します。すみません、こちら等について、この件も含めて、用語等について、最後の章に解説は入れ込む予定なんですけれども、今の中では説明が不足しているところがありますので、申しわけございませんでした。

【会長】 そうすると、国立市の外の人。

【事務局】 国立市内にある園で受けている人数という形で、この表は出していることになります。

【会長】 なるほど。じゃ、ちょっとまた用語解説に載らせていただくということで、よろしくお願いたします。

他にはいかがでしょうか。あと、今回新しく56ページの赤いところから事前に送付した資料にプラスアルファされて出てきたところですけども、ここ、かなり赤がたくさん入っていますが。それで、特に質の高い教育・保育の提供というところをサポートしていく体制として、幼児教育推進プロジェクト、「ここすき！」等、これを土台にして令和元年度に設立された事業団と連携しながら、特に幼児教育センター事業を通して、質の高い教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていくなんていう作りになっているわけですけども、何かご意見等ございますか。

ちょっとよく私も分からないのですけれども、この幼児教育センター事業を通して質の向上を図っていくということで、これまでどんな体制で、そこからこのセンター事業を立ち上げることによって、どんなふうに体制が変わっていくのかといったところ、ちょっとご説明いいですか。

【児童青少年課長】 児童青少年課長の川島です。よろしくお願いいたします。これまでの幼児教育推進の体制については、児童青少年課において進めてきているところで、平成30年度から幼児教育推進プロジェクトというのを始めさせていただいております。昨年度から子育てひろば「ここすき！」の事業ですとか、あとは幼児教育に関する講演会とか、そういった取り組みをさせていただいているところです。まだ始まった段階ですので、あまり総合的な支援というところまでは行き届いていない状況でございます。

令和3年度に矢川団地のところに矢川プラスという複合公共施設ができますので、今の想定ですと、その矢川プラスという施設の中に幼児教育センターというところを作りまして、事業団が絡んでくる形になりますので、事業団と連携しながら、ここに記載させていただいている実践ですとか、連携とか、発達支援、啓発・推進とか、研究、研修、こういったものを総合的に進めていきたいというふうに考えております。

またちょっと具体的な事業につきましては、今後準備していくような形になりますので、特にここに書いてある以上の具体的なところについてはこれからという形に、事業団と協議しながら進めたいと考えております。

【会長】 保育現場として、吉田委員から、何かこういう体制の変更をきっかけにして、何かよくなってくるのでしょうか、どうなるのでしょうか。

【委員】 そうですね、矢川のほうにできるということなので、気になるお子さんですとか、そう

というのが現場ではかなりいらっしゃるので、そういうところからまた広がって、保育士とかの勉強になればなというのはありますね。

【会長】 そうしますと、具体的な事業もやるし、国立市全体の保育、幼児教育の研修、支援の充実みたいなのところもやっていくみたいな感じですかね。そういうものが計画実施年に予定されているということで、入ってきたということになりますね。

他に何かございますか。特に子育て世代包括支援センターのところは、前に皆様に郵送したのものには、東京都版ネウボラ云々と書かれていたと思うんですが、ただ、東京都版ネウボラを挙げるまでもなくやっているということで、これにしたということですか。

【事務局】 そうですね、今後の国立市として、子育て世代包括支援センター事業というものを開設していくということは、この後段においても少し触れさせてもらっております。このセンター事業というのは、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施していくといったものを指しているものですが、現状も、29年に子ども家庭部組織改正において、その連携というものは既に実現しております。こちらをより評価者連携をとっていくという形を示す上で、このセンター事業という形で今後打っていくので、このような表記に改めさせてもらったところでございます。

【会長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 幼児教育、保育士の方々の資質向上の中で、教育・保育にかかわる職員の処遇改善というのが3番にあります。今、これだけいろいろと新しいことを、まだ具体的でないにしろ始めるということで、人材の確保というのは見込みがあるんでしょうか。私、自分が小金井市に住んでいるんですけども、結構保育士さんがなかなか、待遇の問題もあると思うんですけども、集まらないという話をよく聞いて、必要な分集まらないから、中でいろいろやりくりして大変だという話を、自分が住んでいる地域では聞くんですが、国立はいかがですか、十分な人材確保って。

【児童青少年課長】 各保育園、公立も含めて人材の確保というのは苦慮している状況であるとは思いますが。ただ、市として支援の中で宿舍の借り上げの補助ですとか、キャリアアップ、処遇改善のところに対する補助を、国の制度、都の制度を活用しながらやっていただいているところです。そのあたりを含めてやっていく中で、少しでも保育士が増えていくような形で進めていければなというふうには感じているところです。

【会長】 宿舍借り上げももうすぐ終わるんですか。

【児童青少年課長】 年限があって、今のところまだ。

【会長】 まだ大丈夫ですか。

【子ども家庭部長】 ちょっと補足をさせていただくと、今度できる事業団の、今理事会が立ち上がっているんですが、その中には、東京女子体育大学の保育学部ができたんです。その方が優先ではないんですけども、地元にある大学の保育士さんなんかは地方からいろいろ出てきていますので、やっぱりいろいろなところに、国立市内の保育園に入れるような、そういうあっせんみたいなことも当然していきたいと思っています。

あと、他の自治体とか県レベルなんかに行ったりすると、高校とか大学での教育実習みたいなものとか、職場体験みたいなのを保育園でというのは、ほとんど。要は、お互いと言ったら変な言葉ですけども、早期から保育現場で体験してもらおうということを授業としてやっているところもあるんです。なので、事業の中でこういう人材確保みたいなことは当然していきたいと思えます。あと、賃金の改善については、国・東京都のほうとの連携になってくるし、市単独というものではなかなかない

んですけれども、やっぱり労働環境の改善、各園さんで職員の研修をやるよりは、国立市全体としての質の向上ということで、事業団のほうでそういう研修を仕切るということで、幼稚園・保育園の先生方が受けられるという仕組みをつくっていきたいと考えております。

【会長】 そうすると、市内養成校とかなり密接に連携などもしながらやっていくと。

吉田委員、いかがですか。

【委員】 保育士不足は深刻ですね。宿舍借り上げをさせていただいているので、それもPRになるという部分はたくさんあるので、それがないとPR不足のところ、地方から出てくる学生さんにとっては、国立なんかはほかの地域に比べるとかなりお家賃が高いので、そういう点ではぜひ続けていただければというところは多分思っているところだと思います。

この前の台風みたいなことがあると、職員が助けてくれる、力になってくれることもあるので、そういう形で、処遇改善という形で続けていただければ、職員は続けていけるのかなというのは多分にありますね。

【委員】 1点、知り合いの保育士とかが、正職員の方は国の定めとかいろいろあるので、お給料とか決まっていくと思うんですけれども、やっぱりパートというか、時短というか、そういう方たちは、やっぱり立川とか調布に比べて、国立はちょっと低いという話を聞いて、だから、国立は結構近いから、国立から違う、調布だったり、立川にパートとかで働く人は多いんだよね、みたいな話を聞いたので、ぜひそういう……。

やっぱり保育園というのは、朝の臨時職員とか、夕方の臨時職員とか、そういう正職員ではない人たちの力を多くかりて成り立っている場だと思うので、正規ではない方の処遇も対応してもらえれば、また充実した保育士というか、保育園になるんじゃないかなと思うので、そこも含めてお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。何かございますか。

【児童青少年課長】 公立の保育園のパート職員の話かなと思うんですが、ここで大きく、来年度から、地方自治体公務員の非常勤の職員の処遇とか立場が変わる、制度改革がここでされております。来年度から、今までは嘱託員とか臨時職員という言い方で非常勤の方を呼んでいたんですが、会計年度任用職員という制度に変わっていく形になります。

そうすると、少しは、時給面とか、そういったところについては今までとほぼ同じような形で移行するような形になるんですが、ただ、ボーナスが出るようになったりとか。それは、ほかの自治体も同じなので、国立だけ条件がよくなるという形ではないんですが、ただ、ボーナスが出たりとか、休暇面とかで今までよりも少しよくなったりとか、そういった制度改革がされるので、そういった制度を運用していく中で、また時給面も含めて次年度はもう少し話をしながら、なるべくここに来ていただけるような制度にしていきたいなどは考えております。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

ちょっと文言なんですけど、57ページの真ん中の④の地域活動との結びつき、人材の活用なんて書いてありますが、地域人材の育成と活動参加の推進みたいなほうがよさそうかなと。活用とかいうと、ちょっと文言を少し修正というか、考えていただければと思いました。

他によろしいでしょうか。では、また次のところに行きまして、それでまた戻って、ご意見をいただいても全く構いませんので、とりあえず事務局の説明、次のところに進めさせていただきたいと思っております。それでは、よろしく申し上げます。

【事務局】 続きまして、では、第5章の件について説明に移らせていただきます。こちらについて、第5章については、従前の審議会において、一番具体的にご審議いただいた箇所になってございます。この前ページにおいて、少しずつ赤が入っているところにはなるんですけども、基本的に大きな変更点といったところがあるのではなくて、表記をわかりやすくしたり、口調が「である」「です」「ます」がまざっていたりしたので、そこを統一しているような形の修正をしているところとなっております。

この中で、77ページ、(8-1)一時預かり事業というページです。こちら、前回の審議会の時点で確保提供量の数値が空欄になっておりました。事前にお送りした今回の素案の資料については、入れ込んだ状態で送っているんですけども、説明ができておりませんでしたので、ここだけ補足をさせていただきます。

こちら、いわゆる預かり保育、定員数に実施している日数を乗じた数値をここに入れさせていたいております。ですので、人日という単位で少し上振れる数字にはなっているんですけども、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、お伝えしたとおり軽微な修正を中心に赤を入れているところになりますので、ご審議いただければと思います。以上でございます。

【会長】 それでは、この第5章については、結構61ページから90ページということで、30ページもありますので、これまでそれぞれの事業について確認、あるいはご意見をいただいたところではございますが、今回、最後の機会ということになりますので、新たに気づいた点とか、質問とか、ございましたら、何でも結構ですので出していただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 66ページの妊婦健康診査事業のところ、②番の妊婦健診の回数を14回と定めている根拠というところを見ていたんですけども、国立市で検討されたことがあるのかどうかかわからなくて、多胎妊娠とかに、ほかの市区町村ですと5回上乘せとか、数回上乘せとか、そういう補助があるところがあります。私自身も双子を生んでいまして、順調であったので、ぎりぎり14回で済んだので、よかったなという経験がありまして、そういう多胎妊娠の方、リスクの高い方についての上乗せなどを検討されたことがあるのかなと。

【会長】 この14回の補助金を出しているということに対する、さらに多胎の方などへの上乗せというのは、仕組みとしては、現状ではいかがでしょうか。

【子ども家庭部長】 この今年の9月議会で一般質問の中で、議員さんから、やっぱり14回、多胎児の場合についての支援ということで、妊婦健診もそうなんですけど、あとファミサポですとか、育サポ、そういうものについても回数を少し増やしたほうがいいのかというご意見はいただいています。

データを今ちょっと持っていないんですが、都内ではなかったんじゃないかと思うんです。たしか統一の様式を使っていて、それを増やすと、病院、市内ならいいんですけども、違うところへ行ったときにどうするか。いろいろ、こういう検討しなければいけないものですかともあるので、今後、調査研究みたいな、たしかそんな回答をしているのではないかなと思っています。

なので、引き続きの多胎の場合については、サポートがやっぱり大きい部分がありますので、そこは妊婦健診のこれだけに特化したものではないですけども、そこは手厚くする必要があるのではないかとすることは、内部でも話をしているところです。

【会長】 ありがとうございます。検討途中ということで、また少し検討によっては対応するという事も検討していくと。ありがとうございます。

他にはいかがですか。どうぞ。

【委員】 62ページの地域子育て支援拠点事業なんですけれども、私が知らないだけかもしれないんですが、私、中野区の産後ケアの手伝いとかをしていたりするんですが、その中野区ではBPプログラムといって、初めての赤ちゃんを育てる母親の支援として、参加者中心のプログラムというのを市がやっていて、本当に第1子でここら辺の地域でと、限定した人を集めてやっているから、結構その後、4回コースぐらいで、一応子育て支援みたいなクラスをやるんですけれども。

つながりが強いみたいで、やっぱりお母さんたち、力があるから、自分たちで何かやり出すんですね。だから、子育てサークルみたいなのを支援する事業は、読んでみると他にも書いてはあるんですけど、そういうお母さんたちが元気になるような支援みたいなのも国立はしているのかな、みたいなのが自分が見えていないので、どうなんだろうとは思ったりしているんですけど。

【会長】 子育てひろばのプログラム活動として、参加者を中心としたいろいろな活動支援のプログラムとか、いかがでしょうか。どんなプログラム活動によって支援をしているのかということについて、事務局から。

【子ども家庭部長】 後ほど時間が間に合えば、子育て支援課長が来るので、詳細はまたそこだと思いますが、子ども家庭支援センターのほうでも月齢グループといって、生まれたときに同じ月のお母さん方が共有しながら一緒にやっていくというような、そういう活動というのはさせていただいています。

それと、令和2年度に向けて、まだこれは予算ごとですし、議会ごとでもあるんですが、産後ケア事業というのを始めようと考えています。その中で、今、さまざまなやり方というのを検討しています、その中でも出産前からそういう方々がつながるようなことも必要だろうということもありますので、さまざま今後に向けての検討を少ししているところです。間に合えば、実際もうちょっと詳しいところを子育て支援課長のほうからお話しさせていただければと思います。

【会長】 中野区なんかですと、お母さんたちがそういう活動に参加して元気になっているとか、どんな様子でしょうか。

【委員】 そうですね、育休中で仕事をしていないけど、実はヨガのインストラクターの資格を持っていたから、じゃ、お母さんたちで集まってやってみようとか。一人でいると、子育てが小ちゃくなるのが、友達がいるとほんとうに広がるんだなというのを、お母さんたちの声を聞いていると感るので、やっぱりそういうきっかけづくりみたいなものがあるといいなと感じました。

【会長】 ありがとうございます。先ほど地域人材の活用とか、育成という視点もありましたので、ぜひ支援を受けつつ、でも、今度は担い手にもなっていけるような、そういう仕掛けみたいなものがあると、国立市にとってもいいのかなという感じがしました。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。すごく戻ってしまうんですが、52ページのところに、市民の声ということで、それぞれの箇所に、今お話がありましたような利用者、保護者の声などが載っているわけなんですけれども、この52ページの一番下のところなんですけれども、市内には昔ながらの教育の幼稚園が多い気がする。勉強系、スポーツ系等、もっとバリエーションがあってもいいのでは、なんて書いてありますが、これはどうなんですか。あまり勉強系とか、スポーツ系とか、推進しているような感じに見受けられるような感じもしなくはないんですが。今日は、小澤委員、いらっしゃっていないので

あれなんです。どうでしょうか。

【子ども家庭部長】 教育内容の場で踏み込んであまりコメントできないところがあるんですけども、どうしても幼児教育というのって、保護者の方の先入観という、やっぱり早く勉強をやったり、読み書きができるようになったりとか、英語をやったりとかというのが、早期からの幼児教育というそういうイメージなんですけれども。我々にとって幼児教育というのは、読み書きや何とかという、いわゆる認知能力ということではなくて、コミュニケーション能力がついたりですとか、人の対話力とか、我慢することを覚えるとかいう、いわゆる非認知能力という部分について伸ばす必要があるね、ということを考えています。

ただ、当然、幼稚園も保育園もそうですけれども、乳幼児期の終わりまで、育てたい10の姿というのがいろいろあるんですけども、そういうことに沿って幼児教育ということをやっています。園によっては課外授業みたいなところで、体操教室をやっているところがあったりとかですとか、いろいろ園のオリジナルの中で実際にそういうことを教えているところもあります。あと英語の先生が来て、英語の授業をしている中で、そういうことをやっているというのは多分やっていたとは思いますが。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょう。

【委員】 65ページの⑥の今後の具体的な事業計画というところの、令和4年度のところで、二小が改築されて、それに伴い施設内にタイムシェアリングで乳幼児ルームの設置を予定していますということで、ひろばの拡充だと思うんですけど、今後、小学校の空き教室でそういうひろば事業というのをされていくということでしょうか。

【施策推進担当課長】 施策推進担当の清水です。よろしくお願いたします。余裕教室で展開を図るということではないんです。小学校の校舎が大分古くなってきて、改築の年代になってくるのにあわせて、今どこの自治体もそうなんですけど、総面積が非常に多くて、当然建物があれば、あるだけ改修とか、修繕だとかいうことが増えてくるので、全体で複合化を図ったりとかして、あいている時間帯を有効活用しようみたいな。今ある余裕教室を使っていこうみたいなと同じような感覚ではあるかと思うんですけど、国立市としては、この第二小学校の改築のときに、複合施設を校舎に連続する場所につくって、今第二小学校においては、学童保育所と近くに福祉館があったりするので、福祉館であったりとか、そういったものを複合化させて、学校で使っている視聴覚室とかを共有ができればいいねとか、そういったことを図っています。

そういったときに、小学校というのはお住まいの皆さん、近隣であったりすると、当然お子さんがいれば、その後、小学校に上がったとかするので、地域のランドマークになるところでもありますので、そういった部分であいている時間帯とかを、タイムシェアリングとありますが、そこに乳幼児ルーム、子育てひろばみたいな形で開放したりとか、保護者の方たちが利用しやすいような空間提供みたいなことをしていきたいなというのが考えとしてあって、今進めているところです。

今現在ある全ての小学校の余裕教室とかでこれを展開していくというよりは、改修工事の後、複合化していく中でこういう展開を図っていきたいなということになります。

【会長】 第二小は、矢川の方になるんですか、地域性として。

【施策推進担当課長】 第二小学校は、矢川よりはもっと北のほうになるんですけども、国立の真ん中ではないな。郵政研修所の近くで、西のほうに。

【子ども家庭部長】 富士見通りをずっと入って行って、大分終点というか、奥のほうまで行ったところをちょっと右に入ったところです。

【会長】 そうすると、結構保護者とか利用者の声として空白地域があるという話がありました、そこを埋めていくみたいな感じなんですか。

【施策推進担当課長】 そうですね、市全体として、小学校を中心としたエリア、ブロックみたいな形の中で、高齢者であったり、乳幼児を育てている保護者の方たちが過ごしやすい空間づくりみたいなことを考えています。あちらこちらにぼんぼんつくことは、ちょっと難しい部分もあるので、小学校の施設、空間をしていきたいということでの考え方になります。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 もし、「みんなの学校」というドキュメンタリー映画を見たことがあるんですけども、そこで本当に地域の人たちが出入り自由と言ったら変ですけども、いろいろな人たちが子どもたちと関わってというのに、すごくこの第二小の複合施設が入ると、似ているじゃないですけども、やっぱり子どもたちというのはいろいろな人たちと関わっていくといいなと思うので、今、名札で入らないと小学校に入れられないような雰囲気なので、そういうのはいいなと思うんですけども。

もし、この二小のこれが結構地域といい感じになるんだったら、他の小学校でも拡大するようなこともなくはないんですか。

【施策推進担当課長】 そうですね、基本的には二小だけのことではなくて、今後、改修工事に当たる学校というのは、そんなに連続して、じゃ、二小ができれば翌年何小とかいうことでは、もちろんないので。ただ、今後、国立市として学校改修に当たっては、地域の施設なんかも含めた複合化はしていくと考えていますので、二小の後が何小、その後は何年後に何小とかいうのは、建設された年代からの年数で考えていますので。

【委員】 改築しなくても、今のもし一小だったら、一小の空き教室があれば、そこをどうにかしようみたいな活用方法は、今のところは。

【施策推進担当課長】 現実、余裕教室というものが瞬間的にはあっても、今の学童保育所でお借りして使わせていただいているのも現実的にありますし、放課後の時間帯で、放課後こども教室で使わせていただくということもあるんですが、学校のカリキュラムの改正だとかいうことが、過去で言えば英語ルームをつくらなければいけないとか、コンピュータールームをつくらなければいけないとかいうことが、どんどんカリキュラムが増えている関係もあって、日中も含めての余裕教室というのがなかなか確保しづらいというのがあったりとか。

その地域で子どもたちが転居とかをして、お子さんが増えると、各学年何人で1クラスというのが決まっているので、1人でも多くなると、クラスがいきなり3クラスに分かれたりとかいうこともあったりするものですから、なかなか恒常的にそういうことを、今の状況の中でやるのは難しい部分はあるわけです。

そういった部分もあって、ただ、やはり先ほども申し上げたように、学校というのは地域のランドマークになるところでもあるし、みんながそこを卒業していたり、これから入学したりとかいう、親しまれるエリアなので、そういった中で複合化して使いやすくしたり。いろいろな方が出入りしたり、先ほどもおっしゃっていただいたような、高齢者とかとの交流ができたり、地域住民の方と交流ができることによって、子どもたちが学校の中で守られるだけではなくて、外に出たときも、ああ、二小にいる何とか君だね、何とかちゃんだねとか、何とかのおばちゃんだね、おじちゃんだねとかいう関係性がつくれるということは、ある意味理想的な部分かなと思っています。

ただ、いろいろな方もいらっしゃるんで、できればセキュリティーのしっかきという保護者の方の

声も多いですし、そういった部分もあるので、それぞれについては慎重に考えていかないといけないかなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【委員】 1つだけいいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 84ページの放課後児童クラブの③、赤文字の2つ目の丸のところで、指導員間の連携に課題が生じていますとあるんですけども、具体的にどんなことが課題になっているのかなというのを教えていただければと思います。

【施策推進担当課長】 清水です。具体的に言うと、例えば東学童保育所という名前で学校の敷地内にプレハブの建物が1つあります。やはり東学童保育所という名前で学校の教室を使っているので、同じ学童保育所として捉えています。ただ、学年で1から3年生までがプレハブを使っていて、教室をお借りしているところについては、少人数の4・5・6年生が入っているという形になっているので、教室とプレハブとが近ければ、子どもたち同士も連携をしたりとかということができるんですが、完全に別々の学童保育所みたいな形になる瞬間もやっぱりございます。

そういった部分で、職員同士が常に子どもたちの状況を見ながら連携をするというのが、トランシーバーとか、そういうのでやるしかなくて、そういった部分で子どもの状況とかいうのも別々で見ているみたいなこともあって、その部分が、職員、指導員のほうからは課題として上がっているのをここに表現したところになります。

【会長】 深刻な課題ですけども。課題解決策みたいなのはないですか。

【施策推進担当課長】 こっちの建物の人はA、B、Cの職員が見て、こっちがD、Eというふうには、完全に分かれているわけでは当然ないので、ローテーションでやっているものですから、昨日の状況、今日の状況、また先週の状況とか、そういったことというものの情報共有をかなり綿密にやらないと、そのお子さんが今日ふさぎ込んでいるのに、昨日はどうだったかなというのを、毎日同じ職員が見れているわけではなくなくなってきちゃっているんで、そういったことでちょっと悩むところがあるようです。

そういった部分を、じゃ、同じメンバーだけでやっていけばいいかとなると、低学年は低学年の課題があり、また高学年は高学年の課題があって、高学年はまた人数も少なかったりするので。しかも、遊んで、遊んでというようなお子さんばかりではなくなってくるので、静かにずっと本を読んでいるとか、横に職員がずっと座っていると、保育としてのいろいろな活動とかいうのも職員のモチベーションだとか、そういったところもあるので、いろいろと人を入れかえたりもするんですが、そういった部分での情報連携が非常に今難しくなっているなというのがあります。

【会長】 そういうのが少しシステム化していくと、今後、そういう部分がほかのところでも補っていけるようになるということですかね。

【施策推進担当課長】 そうですね。30年度から実施しまして、今年度が8校全部で実施しているものですから、正直、そういう課題が生じるとは思わずにいたところで、具体的に始まったところでこういう声が上がってきましたので、今委員さんもおっしゃっていただいたように、システムの中で課題を解決できるように考えていきたいなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 すみません、いっぱい質問しちゃって。89ページなんですけれども、いろいろ支援団

体の名前が書いてあるんですが、居場所づくり事業というところで、知り合いが不登校になっているお子さんがいて、そのお子さんたちが集えるような場所が、話を聞いていると、国立にはあまりなさそうな印象があるんです。今ぱっと見て、そういう不登校の子とか、引きこもりの子とか、ほんとうに小学校だったり、中学校だったり、年齢によって違うとは思いますが、そういうのって、ここら辺、ここに行けば大丈夫だよ、みたいなというのは載ったりしないんですか。

【会長】 どうでしょうか、不登校の子どもの居場所。

【児童青少年課長】 教育委員会のほうで、適応指導教室という、小学校と中学校と分かれて、不登校の子がそこに通って行くところというのはあるんです。こういった民間のところ、どこを受け入れるということは、今は。

【施策推進担当課長】 不登校の子を受け入れるというか、不登校の子が来てもいいよという場所という意味でいえば、児童館なんかは毎日あいているので、児童館なんかは来ていただいてもいいですよとは言っています。ただ、そういうふうに認識をされていないという、こちらの広報的な課題もあると思います。

あと、地域子育て支援拠点事業、64ページのところに出ている、地域子育て支援拠点のつちのひろばなんかは、毎日ではないですけども、週4日の営業をされていて、市からの補助で動いてもらっているのは週4日で、それ以外の日にちも営業されているので、不登校のお子さんが大勢というわけではないですが、何人か寄って来たりとかいうことはあるという報告は伺っております。

ただ、不登校の子どもたちが集まれる場所だよと大々的に言って、不登校の子どもたち専用とか、専門みたいな感じでやっているところというのは、市内の中でもあまりないかなと認識はしています。ここに載っている子どもの居場所づくり事業のこの場所は、補助金交付の募集をかせらせていただいて、応募があって、採用されている団体なので、基本的に毎日やっている団体さんではなくて、多くても週に1回とかいう形になるものですから、そういう意味では毎日通えとか、毎日寄れるという状況ではないかなとは思っています。

【児童青少年課長】 市役所が絡んでいる施設ではないんですけども、フリースクールみたいな、特に認可とか、そういう施設ではないんですけども、そういったところも、学校に行っていない子の受け皿になっているというところ、そういう部分もあるかと思えます。

【会長】 26ページにあるように、不登校児童・生徒数の推移ということで、小学生28名、中学生68名ということで、かなり増えているということで、隠れ不登校みたいな子もいるかもしれませんけれども。ちょっと先ほど児童館という話もありましたので、児童館、今までのような、自由に子どもがそこに行けて、遊びができるという健全育成機能だけではなく、そういった何らかの課題に直面している子どもたちの個別課題解決の働きみたいなものを児童館が担って、児童館を拠点としながら、89ページに書かれているようなさまざまな居場所事業とつながり合って支援していけるような体制ができるといいのかなという感じがちょっとしました。ありがとうございます。

他に何かございますか。どうぞ。

【委員】 今の不登校に関してなんですけれども、多分、不登校の子って、自分の得意なことだったり、興味があること、カードゲームだったら、カードゲームショップに行くとかいうような子が結構多かったりするんですけども、そういう点で、例えば児童館だったりとかで、そういうイベントを開いたりとかいうような、他の施設でもいいんですけども、そのような検討というのはなされたりしていますか。

【会長】 いかがでしょうか。

【施策推進担当課長】 児童館での特化したお話のお答えになってしまいますけれども、児童館で不登校の子だけという意味ではないと思うんですが、対象にしてというよりは、小学生全般とか、中学生を対象にというぐらいにしか、今まだできていないのが現状かなと思います。

【会長】 そういった不登校の子どもたちの求めに応じたものというのが大事ですかね。

【委員】 いろいろなジャンルの何かがあると、やっぱりそれがきっかけになるのかなと。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

今の89ページのところですと、市民の声として、おいしい時間に関して、知らないママさんもよくいるなんて書かれていたりですとか、あるいはこういった市民を主体とした活動みたいなものを、ここでは金銭的な支援をした団体が載っているわけですが、今後、例えば設備面で子ども食堂が活動しやすいような形での、そういう場所を貸すとか、あるいは団体間で連携したり、お互いに学び合ったりする機会ですとか、そういったものも必要になってくるような感じがしますが、その辺はいかがでしょうか。

【施策推進担当課長】 今、会長のほうからも言っていたような形を考えているんですが、1月に今まで補助金交付団体には補助金を交付して、市報で紹介を1回するぐらいとか、あとチラシなんかを配布のお手伝いをしたりとかいうことだけだったんですが、今年度につきましては、1月に中間報告会というのを催しさせていただいて、団体間の連携とかがそこでつながれるようにとかいうことを考えて、一般の方たちにも来ていただいて、こんな事業をやっているよというのを報告する会を考えています。

それとあわせて、以前に公民館と協力をしながら、くにペディアという子どもたちの居場所になるマップづくりをしたんですけれども、そのマップに載っていない居場所とかもありますので、要望、意見としては、子ども食堂の一覧が載っているマップだとか、その一覧表だとかいうのをアプリだとかに載せて広報してほしいとか、そういったお声もいただいたりします。

それ以外にも、子ども、若者のひきこもりの方たちとかが寄りやすいような場所とかも、国立市に限定することだけではなくて、近隣市も含めた形でのマップづくりなんかというのもちよっと検討していたりするので、そういったものをちゃんとした印刷でどうのとかいうことで予算がとれないからどうのとかいうことにならないように、簡単に役所の中でコピーをして配れるような形のものをつくらせたりとか、そういった形で柔軟に対応していきたいなどは考えています。

【会長】 国立って、ぎゅっとまとまっているだけに、広域的な社会資源に関してはなかなか市内になかったりすると、少しほかの自治体と連携しながら利用しやすいような仕組みみたいなものも必要かもしれませんね。ありがとうございました。

【施策推進担当課長】 狭いので、市内だと顔見知りになりやすいから嫌だとかいう声もやっぱりあるので、逆に、府中市とか、立川市とか、国分寺市とかを合わせて紹介をすると、そこに移動しながら利用できるとか、そういった点もあるのかなとは思っていますので、そういった視点でつくっていきたいと考えています。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

そうしましたら、次のところに、第6章ということで、放課後子ども総合プランが載っていますので、それでは、こちら、まず次の説明のほうに移らせていただきます。また何かございましたら、後でお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、第6章についてご説明申し上げます。こちら、今回、審議会のほうに諮問させていただいている3つの案件のうちの1つに当たるものでございます。ただ、このプランについては、本体である支援事業計画内にまぜ込むことが認められておりますので、先ほどもありましたが、中で学童保育所の量の見込みの件ともリンクするところから、こちらの中、6章という形で示させてもらっておりますので、ご承知おきのほど、よろしく願いいたします。

事前にお配りした資料から、追記した部分について、先ほどもお伝えしたとおり赤等で示している部分にはなるんですけども。特に、前回の審議会では、この件については、あまり資料も触れられておりませんでしたので、少しなぞるようにお伝えさせていただきます。

まず、97ページ以降に、現状における国立市の放課後の過ごし方等に係る保護者にとってアンケート結果を示してございます。それが100ページまでグラフで示しているところです。グラフのほかにも、少し特記した形で文章の注釈を入れてございます。

また、101ページ以降に、小学校の1年生から6年生まで、市立小学校の生徒全員に配布したアンケートの結果についても、同じようにグラフのほうで示させてもらっていますので、こちらはご参照いただければと思います。

その後、④以降に、放課後の過ごし方に係る放課後子ども総合プランの具体的方策等について、国のほうから求められている全部で10項目について、順に記載させてもらっているところがございます。1つ目については、量の見込み、目標整備量というふうに記載しているんですけども、こちらが先ほどの第5章の学童保育の件、84ページ、85ページに放課後児童クラブ、国立市では学童保育所と呼んでおりますけれども、こちらの量の見込みについて、既に表を付させてもらっております。こちらを、ここにも同じように掲載させてもらっているところになります。

学童保育所においては、今、市内では待機児を出さない全入対応をとっておりますので、基本的には目標整備量としては、現在のやり方のまま充足しているという考え方をここに示させてもらっております。また、定員についても、基準を条例で定めておまして、基準において1人当たり1.65平米を設けることとされている、その基準内に必ずおさまる形で面積は設けておりますので、そちらもあわせてここに記載しているところになってございます。

(2)も目標事業量というふうに記載しておりますが、基本的に整備量が既に整っておりますので、整備量に基づいた事業量達成の方針について文章で記載させてもらっているところがございます。

(3)につきましても、2023年度までの実施計画という形になります。現状、学童保育所のほかに、各学校において週に2日という形で、子どもたちが自由に遊べる空間として、放課後子ども教室という事業を実施してございます。こちらについても、前段のアンケートのほうでも幾つか回答をいただいているんですけども、今、週に2回ですので、実施日増の希望が多くあることを確認できています。実施増の声を受けながら、学童保育所等も一体的に連携しながら展開できる方法について、今後検証していくということを記載させてもらっております。

すみません、(3)なんですけれども、下から3行目に、検証してまいりますという後に、同じような文を二重に記載しております。この後に書いてある学童保育所等というところから3行部分を削除させていただきたく存じますので、大変申しわけございません、削除をお願いいたします。

続いて(4)に、今言った学童保育所と放課後子ども教室の一体的連携の運営方法をどうやっていくのかということ、具体的に記載させてもらっております。

(5)については、小学校の余裕教室を活用するということについての具体的な方策です。現状、先ほど課長の清水のほうからも説明がありましたが、高学年の学童については、第一小学校以外について、学校教室を活用させてもらっております。第一小学校の学区区にあります本町学童については、既存の施設において高学年も受け入れられる面積がありますので、既存施設内で実施しているところになりますが、基本的には余裕教室を活用できているという形のことを示しているところでございます。

(6)については、教育委員会と福祉部局の具体的な連携についてでございます。現状も学校教室を利用している等のことで連携を実施しておりますので、そちらについて文言で示させてもらってございます。

(7)番としては、特別な配慮を必要とする児童に対する対応として具体化したものを書いてございます。事前に示した資料にはなかった部分として、赤字でここで記載しているものが中段にございます。学校から学童保育所への移動について、なかなか難しいという障害をお持ちの児童がいることを確認しております。そこについて、福祉部局ですとか、教育委員会等と連携しながら移動の支援についても行っていくということをご具体的に記載しているところになりますので、文章もご確認いただければと思います。

(8)番としては、学童保育所、放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組みについてです。こちら、現状、国立市における開所時間について具体的に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

(9)番としては、学童保育所の役割徹底と今後の向上というところについて、文章で示させてもらっております。

(10)番については、地域住民等への周知といった形の方策、ここについて登降所の見守り等で地域住民の方から既に協力はいただいております。また、一部ですが、児童館内に学童保育所もありまして、児童館事業の中で地域との交流というものもしておりますので、そちらもここでご紹介させていただきます。

以上が、すごく簡単、かつ駆け足でありますけれども、放課後の過ごし方に係る取り組みの仕方、放課後子ども総合プランについて示している内容になりますので、ここについてご審議のほどお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。④の具体的な方策ということで、1から10に分けて、かなり文章で具体的な活動の質の向上に向けた取り組みみたいなものも書き込んで、まとめられているわけですが、今のご説明に対して、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

【委員】 よろしいでしょうか。私も実際、子どもが放課後子どもプラン、あと、学童保育所にも大変お世話になっているんですが、先ほどのお話にもあったように、第三小学校東学童で分かれての学童保育が行われている、まさにそこに子どもがいるんですけれども、やはり指導員の方がかなり大変そうなんです。夏休みなんかは1日100人を超える児童が来るということで、一人一人ノートを提出して、その子が何時に帰るとか、全部のチェックだけで1日が終わるみたいな状況があったりとか。あと、教室が分かれている分、そちらにおやつの時間におやつを運んだりとか、そういったところで大変指導員の方のご負担というものがあるんです。

ここに書いてあったのは、1人当たりの平米数が決まっているようなんですが、指導員という方の規定というか、何人に対し何人みたいなものはあったりするのかな、教えていただければと思います。

【施策推進担当課長】 その点について、国の基準がございまして、一旦国が出した基準、昨年度、参酌化といって緩やかになってしまったんですが、国立市としては、当初出された基準について、20人の子どもに対して1人ということを守っております。また、1つの支援の単位として、最大70人ぐらいまでを1つの支援の単位としてくださいというふうになっているんですが、その1つの支援の単位においても2人以上というふうになっています。

なので、もし例えば20人の子どもたちがいるところは、20対1だから1人でいいよねということではなくて、それを1つの支援の単位とする場合は2人置かなくては、最低2人は要ということになります。さらに、国の基準では、その2人のうち1人は臨時職員とか、資格がない方でもいいですよということになっているんですが、国立市としては、条例上はそういう形をとっていますが、質の確保ということもありますので、両方とも資格を持っている嘱託の職員を配置させていただいています。

また、国のほうでは、登録をするのが例えば100人いても、大体60人から70人ぐらいの登所なので、その登所率を勘案して職員配置をしてもいいよという言い方をしているんですが、国立市としては、そうすると、ぼんと増えたときには、ちょっと人数が足りないみたいなことになりますので、基本的には登録している100人に対して、100人いれば20対1ということを勘案して、5人の職員。それが2カ所に分かれば、確実にもう一人増やさないといけないので、6人という形で、かなり充足させた形で職員は配置できているかなと思っています。

さらに、そこにプラスして臨時職員が加配対応とかで配置していますので、かなり大人が配置できている状況にはなっているかなと思っています。

【会長】 そうすると、ちょっと分散されているところが、やっぱり影響している面もあるんじゃないかな。ありがとうございます。子どもたちがそういう子どもたち同士だけではなくて、指導員の方とかかわり合って、いろいろ経験ができるような体制ができると、一番いいとは思うんですけども。

【施策推進担当課長】 今先生がおっしゃっていただいたように、学童保育、保育というふうに言いますけれども、あと1年生から6年生までいる中で、目指すところはそれぞれ子どもの状況になりますので、違って来るかなとは思いますが。保育園のように、保育士さんがかなり密接についていないといけないという状況から、大分自立をしていく年代にもなっていきますし、それが高学年になればなるほど、大人との関係も望みながら、でも、とりあえず放っておいてよみたいなのとか、自分で過ごしたいとか、自立が芽生えてくるころでもありますし。

私たちとしても、確保はして提供させていただきますが、できれば子どもたちが自分たちで鍵を管理したり、家に帰ったら自分で鍵をあけて、どういうふうに自分の放課後を過ごしていくかみたいなのことを、保護者の方とも話をしながら計画を組み立てて、時には失敗したり、うまくいったりということが出来るのがいいのかなと思っていますので、そういったことが提供できるような形を、今後求めていきたいなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】 全く関係ないことかもしれないんですけども、参考に聞かせてもらえればと思うんですが。この間の、例えば台風とか、保育もそうだったりするのかもかもしれないんですけども、計画運休とか、ああいうときって、学童とか保育園もそうかもしれないんですけども、どういうふうに、あける、あけないとか、何かそういう対応というのは決まっていたりとかしているんですか。

【会長】 今回、かなり大型台風の問題で、いろいろなこと問い直されるような機会になったのかもしませんが、いかがでしょうか。

【施策推進担当課長】 基本的には保育園も学童保育所も同じような対応をとということに、国立市としては考えております。近隣市では、早い段階で閉園、閉所を決めたところもあるようですが、国立市としては、現実、JRにお勤めの保護者さんだったり、医療関係の方とか、また、当然保育士さんもいらっしゃるとか、警察関係、自衛隊の関係の方が結構いまして、閉所してしまうと、当然そのご家庭のお子さんはどうなるのということがあったりするものですし、あと、避難所運営とかいう場合は、職員体制も正規の職員が体制を組んだりとかいうこともあるので、基本的には参集職員を中心に、その参集職員は国立市内及び近隣に住んでいる職員ですけれども、保育を対応するというように、基本的には考えています。

ただし、可能な限り、自宅で保育をしていただけるようにはお願いを、前日までにさせていただいたことが今回もありました。それによって、学童保育所の場合は、7カ所のうち6カ所は、前日までに子どもを預けることはしませんというご連絡をいただけて、1カ所だけ、3人のお子さん、双子ちゃんがいたので、2つの家庭において預けざるを得ないというお話があったんですが、いろいろと計画運休のこととかもあって、職場とご相談をいただいた結果、当日朝には、やはり連れていけないことになりましたとなりまして、一旦開いた学童保育所をすぐに閉所することにできたみたいなのもございまして。

【児童青少年課長】 保育園も前日に、同じように、できるだけ自宅保育をしてくださいという呼びかけをさせていただいて、あと預ける場合についても、計画運休ということも予定されていまして、なるべく早目でのお迎えをお願いしますということで呼びかけをさせていただいて、結果的にお預かりしたのが、三、四人ぐらいだったと。結果的には、それぐらいお預かりをして、ほとんどお昼までに帰ったとか、そういった形で対応したところですよ。

清水がお話したように、どうしても仕事に出なければいけない方がいる以上、なかなか全市で休園というところの判断までは、なかなか踏み切るのは難しいという状況がございました。

【委員】 極力出ないようにと言われて、職員の安全もどういところで確保していくのかと、すごく難しいし、保育士だけではなくて、栄養士さんであったり、給食をつくる人もいなければいけない。預かるようになったら、看護師とか、そういう人たちも体制を整える。難しいというか、どっちがというのは私も何とも。そういうスタッフというか、職員の安全もどう守っていくのかということも、あわせて考えていかないと、きっと難しいことだろうなと思ったり。

あと、1カ所に集約していくとか、そういうことはあるんでしょうか。

【子ども家庭部長】 今回、今、両課長が言ったとおり、自宅保育というのを基本的にお願いをさせていただいて、何日か前に、私立の保育園の吉田先生もいらっしゃいました園長会を開かせていただいて、この段階で今回の台風について完全に閉鎖をとというのは事前にはちょっと難しいですというのが、もともとのスタンスです。ただ、あれだけの規模の台風が来たので、やはり自宅保育というのをお願いしたというところですよ。

それで、今回、気象庁が事前に命を守る行動をとということを言うような台風でした。来年、もしかしたらこのくらいの規模のものが今後来る可能性もあるかなと思います。

それと、何かの基準はつくらなければいけないかなというふうには感じています。警報が出ていたら、やめるとか。何かの基準を設けていかないと、保育園とか学童にいるから安全とは決して限らな

い部分があります。来る時間帯によっても全然、今回は夜中とかを過ぎちゃっていて、朝の段階では過ぎていましたし、週末、土曜日に上陸ということでしたので、学童、保育園を利用する数も全然少なかったのが幸いした部分があります。これが平日だったりしたら、またちょっと違いますので。災害はいつ来るかわからないので、ここはしっかり考えないといけないかなとは考えております。

【委員】 すみません、余計な話だったかもしれないですが。

【会長】 いえいえ。そうしましたら、7章、8章をまとめてご説明いただいて、またその後、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、7章についてご説明申し上げます。7章という項目なんですけれども、今回国の方針から支援事業計画を定めるに当たって、マストで定めなければならない項目のほかに、任意で定めるといふように指定されている項目がございます。この7章では任意項目について記載をさせてもらっているところがございます。

任意項目とは何ぞやということについては、110ページの上に黒丸で3つほど箇条書きさせてもらっているところがございます。こちらが国の方針をそのまま書き写しているところになりますので、ご参照いただければと思います。特に真ん中の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援というところの、いわゆる専門的知識・技術という内容については、虐待ですとか、母子・父子家庭の自立支援ですとか、障害児の施策というところについての内容を示させてもらったところがございます。

今の2つ目のぼつに、その後に支援に府県が行う施策とのいうふうに記載させてもらっているんですけれども、すみません、こちら府県については、東京都の都という形で修正させていただきますので、読みかえのほどお願いいたします。

下に載せてある図は、同じように任意項目について、今の計画のほうにも示させてもらっておりますので、こちらに載せている図をそのまま活用させてもらった上で、現在の施策に合わせた文字表記に整えさせてもらっているところになりますので、ご確認いただければと思います。その後は、任意項目ごとに現計画の書き方を踏襲した上で、これから国立市で行っていく施策について文章化したものを記載するような流れになっております。

また、例えば大きな②として、子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充というところが、今回の任意項目の2つ目の項目として挙げておりますが、その下に、主な施策事業というので表を入れさせてもらっております。こちらが、上位計画である第三次国立市子ども総合計画、冊子を机上に置かせてもらっておりますが、そちらに記載させてもらっている各事業の中で、この今読み上げた子ども・子育ての情報発信と支援施策の拡充というところにひもづくものを、ここにピックアップさせて掲載させてもらっています。

この項目は非常にたくさんあるので、読み込むには少し時間がかかるかと思うんですけれども、基本的には三次計画とリンクしているというところについて示しているという形になっておりますので、そういう形で読み込みいただければと思います。

なお、三次総合計画策定時点から少し進捗がありましたものについては、事業内容という項目の下に赤字の矢印で、現状こういう形で施策を推進しているというところの注記を、それぞれに入れさせてもらっております。例えば、一番最初に、子ども・子育て総合相談窓口の創設というふうにあるんですけれども、29年7月に窓口については創設しておりますので、そういうような形で赤字で記載しているところになってございます。

このような形で、少し細かいんですけども、114ページからは児童虐待防止の充実について、119ページからは、ひとり親家庭の自立支援の推進について、5番としては、特別な支援が必要な子どもの施策の充実についてという形で、順に記載させてもらっております。

少し特筆すべき部分がありますので、一部注釈をします。121ページに、タイトルとして、「しよがい等の有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり」ということについて定めている項目がございます。①、教育・保育施設における受け入れ体制の充実というところなんですが、こちらの文章、次のページに続いて記載させてもらっております。

122ページには、赤字で事前にお渡しした資料から追記した部分を示しております。ここについては、いわゆる障害等をお持ちの有無にかかわらず受けられる環境づくりとして、医療的ケア児の受け入れについて、国立市として今推進しているところがございますので、そちらについての注記をここで入れてございます。

また、すみません、誤字ですが、2行目の右側、受け入れの間にwが記載されておりますが、ここは誤字ですので削除いただければと思います。よろしく願いいたします。そのまま障害者に関する施策について、同じように記載させてもらっております。

124ページからは、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備といったことについて、2ページにわたって記載させてもらっております。任意項目については以上のような形で示しております。

そのまま続けてよろしいですか。

【会長】 はい。

【事務局】 そのまま第8章のほうまで続けさせていただきます。第8章は計画の推進体制について簡単に示している項目になります。こちら事前にお渡しした資料に示しているとおりになりますので、ご覧いただければおわかりになるかと思っておりますので、確認をお願いいたします。

最後に、資料編としまして、この計画の策定に当たって、根拠になります子ども・子育て支援法の関連項目の情報について抜粋して、記載させてもらっております。

また、2番目に、135ページ、子ども総合計画審議会の条例についても、あわせて示させてもらっております。

137ページには、審議会の委員の名簿についてここに示させてもらっております。

4番としましては、計画策定の経過について記載しております。この後、パブリックコメントを予定しているほか、国立市議会の定例会の福祉保健委員会のほうでも、審議会のほうでご了承いただいた後には、示して、議会のほうからも意見をいただく、市民からも意見をいただくというようなプロセスを予定してございます。

最後に、5番、用語解説ですが、ここは先ほども少し意見をいただいたところがございますので、まとめて必要項目について羅列する予定でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。7章以降、まとめてご説明いただきました。国立市の子ども施策の全体が示されているような箇所になるわけですけども、何かご意見とか、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 すみません、120ページの障害者のことについて書かれていて、122ページ、ともに歩むインクルーシブ教育の推進とは書いてはあるんですけども、私も勉強不足であれなんですけども、インクルーシブ教育って、障害がある子ども、ない子ども皆一緒に学んでいくというふうに認識している

んですが、でも、ごめんなさい、前後して、121ページには児童発達支援センターができるんですね。それを分ける方向でつくられるような印象を持ってしまうんですけども。

もちろん、個別的に必要な支援とかもあるかもしれないので、ニーズはあるのかもしれないんですが、国立市が考えるインクルーシブ教育というのが、ほんとうに障害がある子ども、ない子ども、医療的なことも含めて、みんな一緒にウエルカムみたいなことなのか。でも、そうしたら、すごく人材というか、先生というか、スタッフがいっぱい必要だとは思うんです。でも、やっぱりそういう子たちから学ぶことって多いと思うので、ぜひそういうのを推進してほしいなとは思いますが。

国立市の考えるインクルーシブ教育と書いてはあるけれども、具体的にはあまり見えてこないなというので、具体的に教えてもらえるとうれしいなと思うんですけども。

【会長】 インクルーシブ教育というものの目指す具体的な姿と、具体的な目標を目指す取り組みということで、いかがでしょうか。

【施策推進担当課長】 ちょっとすみません、教育委員会のほうでの考えになるので、教育委員会の者は今日出席をいただいているので、ちょっと何とも、これ以上のことはここでお話しできないんですが。

その上で、児童発達支援センターの件は……。

【子育て支援課長】 遅参してしまい、申しわけございませんでした。子育て支援課長の山本でございます。発達支援のほうを担当しておりますので、私のほうから、令和2年度に市内に整備予定の児童発達支援センターのお話をさせていただければと思っております。

こちらの児童発達支援センターは、未就学のお子さんを対象としたものになっております。保育園ですとか、幼稚園のほうに所属していらっしゃるお子さんが、さらに専門的な療育を受ける場所として整備するものになりますので、保育園、幼稚園とまた別に通っていただくような施設と一応なっております。この児童発達支援センターというのが、障害児福祉計画というものを市のほうで持っているのですが、その中で整備するというので、市として規定しているものになりますので、計画ののっかって整備をしていくものになります。

さらに、児童発達支援センターとまた別に、民間事業者のほうで児童発達支援、専門的な療育を提供している事業所というのは市内にまだ4カ所ございますので、その民間の事業所、この児童発達支援センターと連携しながら、市の直営の児童発達支援事業のほうも取り組んでいくと、そういった予定になってございます。以上です。

【会長】 そうしますと、今、野島委員からご質問いただいた、健常児とのかかわりみたいなものも、幼稚園、保育園の中で行いつつ、その後、特別な支援を受けていくというような、そういう建てつけになるわけですか、当事者の立場で。

【子育て支援課長】 どちらも必要なのかなと思います。おっしゃっていただいたように、インクルーシブという中で、障害のある子ども、ない子ども、ともに学ぶという場も必要ですし、専門的な療育を受ける場所というものもまた必要かと思っておりますので、どちらも趣旨としては成立しているという考えになっています。

【会長】 児童発達支援センターの職員が各幼稚園、保育園に対して、ここに書いてあるようなインクルーシブ教育みたいなものを推進していくノウハウなんかも伝えていくみたいなことも、予定されているのでしょうか。

【子育て支援課長】 そうですね。はい。

【会長】 ちょっとまた、どんなふうに展開していくのか、見守っていただければと思います。ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。

【委員】 いいですか、今のとちょっと関連するんですけども。私も一緒に学んだり、一緒に生活するというのは、特に小さいころからというのは大切だなと思うんですけども、さっき保育士が今いないと言っている状況の中で、ここで書いてある122ページの赤字のところ、受け入れ体制を整えて対応を図っていくということが現実的なのかなというのが、ちょっと。やっぱり現状の保育士が足りない。現場はほんとうにこういうことへの対応ができるんだろうかと、今ちょっと心配になっているんですが、目途が立っているんでしょうか。

【会長】 その辺の体制に関してはいかがでしょうか、お願いします。

【児童青少年課長】 122ページの上で書いている医療的ケア児の受け入れについては、実は市内の保育園で、今年度初めて1人、受け入れを行っているところです。この対応としては、保育士の対応というよりも、医療的な部分からのケアという形になりますので、これは市のほうで国のモデル事業なんかも活用しながら、訪問看護ステーションと契約をさせていただいて、看護師を配置させていただいているところです。

現状においては、看護師さんと保育士が連携する中でケアを当たらせていただいているところとなっております。医療的ケア以外の障害児の部分については、やはり必要に応じて加配という形で、保育士をつけるような形で、こちらでも対応させていただいているところではございます。

【会長】 ありがとうございます。新たに取り組んでいる施策ということで、赤で。

他にいかがですか。どうぞ。

【委員】 122ページのところで、少し関連するところで気になったんですけども。122ページ一番下のところの赤字の令和元年度に指導員を増員し、通常の学級における何らかの障害のある児童・生徒に対する支援の充実を図りましたというところを、具体的に教えてもらえたらと思います。

というのは、今、保育園でも未就学児の障害を持ったお子さんに対しての対応という話だったんですけども、あと、これは小学校以降、通常の学級における、発達障害にかかわる整備が今なされている中で、以前は特定の小学校の特別支援教室に親がわざわざ連れて行って、そこに行かせなきゃいけないというシステムだったのが、今、各小学校に逆に指導員の方が来てくれるような仕組みが整っている話を聞いたんです。それに当たるのかなと思ったりもしたんですが、そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

【児童青少年課長】 ちょっとこれ、教育委員会の範疇なので。

【委員】 そうですね。

【児童青少年課長】 私も教育委員会にもともといたので、私の前の知識になってしまうかもしれませんが、ちょっとお答えさせていただきます。今おっしゃっている122ページ一番下のところについては、今年度から、おそらく各小学校に1名ずつ合理的配慮支援員という、嘱託員という身分に当たる、非常勤の職員に当たるんですが、そういった職員を配置させていただいて、そういった発達障害の子とか、通常の学級の中にいる、ある程度配慮が必要な子に対してのケアをさせていただいているところとなっております。

先ほどおっしゃっていた特別支援教室、こちらについては東京都の制度で始まっているものになるんですが、今までは通級指導学級といって、市内の学校全部に通級指導学級があるわけではなくて、

特定の学校に通級指導学級というものがあって、そこにお子さんが通っていくという形をとっていたのですが、これの制度が変わりまして、特別支援教室という形の制度に切りかわっています。これは、各学校に特別支援教室というのをつくりまして、そこに教員がいるような形になります。

ある程度の学校に、何校かに拠点校という形をつくりまして、そこから教員が派遣されて、各学校の特別支援教室に行き、そこで子どもたちのケアに当たるとか、教育に当たるといった形になります。各学校に特別支援教室があるので、そこと通常の学級を行き来しながら、そういったケアが受けられるとか、そういった配慮を受けながら教育が受けられるという制度になっているかと思います。すみません、ちょっと古い知識のお話かもしれませんが、お許しいただければと思います。

【会長】 いかがですか。

【委員】 担当じゃないと言っているのに質問して申しわけないんですけども、特別支援教室に行く、行かないというのは、先生が生徒に促して、生徒の意思とか、行きたくないという子の意思とかは尊重されたりしているのかなと、今気になっているんですけども。

【児童青少年課長】 基本的に就学支援委員会というところにかけて、そういった教室に通っていただくのか、あるいは通常の学級に通っていただくのかというのを判断するところになるんですが、その就学支援委員会の中には、臨床心理士とか、ある程度専門の職員が入って検討する形になります。ただ、その決定も絶対ということではなくて、保護者の方とお子さんもそうですけれども、あくまでも合意形成をした上でそういったところに通っていく形になるので、ご本人が望んでいないのに、無理やりそういった学級に通わせるとか、そういったことはしない。あくまでも合意することが前提で通っていただくという制度になると思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。他にはよろしいですか。

ありがとうございました。こんなに分厚い素案でしたので、少し時間がかかってしまいました。

では、時間の関係で、次のところに移らせていただきたいと思います。次第の2つ目、「第三次国立市子ども総合計画」の中間評価の報告についてということで、まずご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No.3をご覧くださいと思います。本年度審議会のほうに諮問させていただいている案件が3件ございまして、先ほどの支援事業計画と放課後子ども総合プランの件のほかに、上位計画である第三次総合計画の中間評価というものを諮問させていただいておりまして、本件はそちらに関する資料となっております。

中間評価につきましては、総合計画内において重点項目という形で打たせてもらっている各施策について、今担当課のほうから、今の現状までの達成度といったものを、こちらのお渡しして表のとおりの方にまとめていますので、そちらを今回、皆様のほうに付させてもらっております。この進捗状況と達成度を確認した上で、今後、全体の評価という形にまでつなげていただきたいと思いますので、まずよろしく願いいたします。

今回は、そのうち、全部で5件のテーマについて、中間評価のシートを用意させていただきました。今回用意した件については、先に支援事業計画素案の議論がありましたものですから、現状、把握している限りにおいて、比較的達成度の高い、あるいは、ある程度完成されている事業の件について、少し集約してまとめたものを付させてもらっているところでございますので、よろしく願いいたします。

まず1ページ目としましては、外国籍の生徒への学習支援の充実という内容でございます。総合計

画、お手元にあるかと思いますが、こちらの67ページに重点項目の内容については記載しておりますので、ご参照いただければと思います。こちらについては公民館から回答をいただいておりますが、達成度としましては中段階という形で示させてもらっています。現状は書いてありますとおりです。学習支援として公民館内で「LABO☆くにスタ」という事業を実施しております。

【施策推進担当課長】 読んでいただいたほうが。

【事務局】 わかりました。すみません、説明はある程度省略させていただきます。記載させてもらっているとおりでございますので、ご確認いただければと思います。裏面にはグローバル人材育成事業の推進、こちらは達成度は高いという形で示してございます。

次ページは、幼・保・小・中学校の交流と連携の推進ということで、達成度としましては高いを示させてもらってございます。

裏面には、子育てに関する情報提供事業の充実ということで、アプリの件とかになりますが、こちらは達成度については高いと示させてもらっています。

その次のページ、子育てに関する情報提供事業の充実ということで、同じ案件になりますが、別の部署にまたがっておりますので、シートは2枚にまたいでおります。こちらについても達成度は高いという形で示させてもらっております。

最後に、裏面、地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進という形で、こちらの達成度についても高いという形で示させてもらっています。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。なお、席のほうに幾つか資料を参考に置かせてもらっております。ここの中に出てくる幾つかの固有名詞について補足する資料になってございますので、例えばサポートブックという単語については、ここにあります資料とあわせてご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

【施策推進担当課長】 すみません、補足ですが、達成度について高中低と書いてあって、高が多かったりしますけれども、あくまで主で担当する課の自己評価のものでありますから、逆に言うと、市民の方から見て、いや、高くないでしょうみたいなこともあるかもしれないという部分はあるかもしれませんが、そこを勘案していただければと思います。

【会長】 今回、幾つかピックアップして見ていただくことになったわけですが、比較的自己評価として高いことが出てきているということになってくると思いますが、いかがでしょうか、何かご意見、ご質問等ございますか。今回、配布資料との関係でいうと、子育てに関する情報提供事業の充実というところに関連したものが2つぐらい出ているという感じになってくるかと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 すみません、自己評価ということだったので、現場からすると、ああ、達成度、こうなんだなと思っているところがあります。ここに書かれていることが全部やられているかというところ、そうでもないところがあったりするので、毎年度、するたびに少しずつ改善されているところはたくさんあると思っているのが、幼・保・小・中学校の交流と連携の推進というところでは、

学校の先生が訪問されたりというのは、ある一定の施設であったりとか、小学生が保育園訪問といった、全部がされているわけではなかったりというのもあったり、幼稚園でも、小学校に体験があ

ったり、なかったりと、まばらなところもあるので、もう少し各園が充実できればいいかなというところは、幼稚園・保育園側とすれば思っているところだと思います。

【会長】 そうすると、自己評価としては高いけれども、現場サイドで見ると、もう少しばらばらな状況？

【委員】 そうですね、現場の保育士とすれば、そんなに連携できているようには、もしかして思っていないかもしれません。

【会長】 こういうのもありますが。

【委員】 はい。かなり現場は大変です。これを書いて、さらにまた保育要録というのを書かなきゃいけないのに、何で二重に同じことをしなきゃいけないんだというのが、現場は常に思っているのです。

【会長】 シートができて、連携できているようだけれども、現場から見ると二重の手間になってしまっている。

【委員】 そうですね。もう一個書かなければいけないですから。

【会長】 ということになっているので、よろしくをお願いします。何かこれに関して。

【子ども家庭部長】 ありがとうございます。今、この幼・保・小・中学校の交流と連携の推進というのは、教育委員会側のほうが進めていただいているものなんです。年1回、連携会議というのをやったあと、個別にいいますと、地域ごとに少しお互いが交流するというぐらいのものなんです。先ほどの子ども・子育て支援事業計画の56ページのところで、幼児教育センター事業を今後、事業団のほうで進めていくということを説明させていただきましたが、この中の56ページの2番の連携、新たなステージに進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼・保・小連携ということで、やはりボトムアップというか、送り出す側のほうからしっかりと幼・保・小連携というのを、学びの連続という中ではやっていくことが必要だと思っていますので、この幼児教育センター事業の中でこの幼・保・小連携の取り組みというのは、しっかり進めていくということが今後大きな課題になってくるかと思っています。

【会長】 ありがとうございます。そうすると、送り出す側、あるいは子どもの育ちの側からどう伝えていけるのか、みたいな方向性もあって。

【子ども家庭部長】 そうですね、小1プロブレムの問題ですとか、さまざまな課題があるかと思っていますので、やはりそこはしっかりと教育部会だけをお願いするというのではなくて、幼児教育センター事業の中でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【委員】 先ほども話題になりました、うちの子紹介シートというもの、幼・保・小・中の連携の推進ということで、1つ、感想として、これ、提出率が43.9%と、結構多いのが驚きまして、これを見つつ、先ほど保育を担当を担っている方から、これを要録と一緒に書かなければいけないというのは大変な数だろうなと思ひまして。

自分は勤め先は国立なんですけれども、小金井市に住んでいる中でちょっと比較してしまうんですけども、やっぱり小金井市もこういうのがあったんですが、でも、よほど気になることがあったら書くようなものだったんです。なので、多分提出率、こんなに高くなかったのではないかなと思うんですが、これ、せっかく書いたならどれぐらい生かしているのかなと思ひまして。

結局これは、小学校の先生に引き継がれて、面談であるとか、クラス編成などに活かされても、そ

のままずっと6年間続けて継承されていくような利用のされ方でしょうか。利用のされ方を、もうちょっと聞きたいなと思ひまして。

【子ども家庭部長】 ちょっと難しいところなんですけれども、年々利用率というか、提出率というのは上がってきているんです。それは、やっぱり、学校側もこのシートがあることの有意性というのはありますし。何しろうちの場合は、先ほど委員さんからお話があったように、何でも書いていいですよというスタンスでおそらくやっていると思うんです、気になるところが。それが保護者が個々で伝えておきたいということに関して記述できるということが、やはりいいところだなとは思ひています。ただ、それを継続して6年まで活用するかどうか、それは確認しなければいけないところだと思ひますが。

ただ、一方で、書く人側の躊躇というか、書くという人のいまだにそれはやりたくないという方もいらっしゃるんで、今後どういふふうに浸透して率が上がるかということは、また継続して検討しなければいけないところなんです。これ、年4回、検討会を、毎年振り返りですとか、活用の浸透の仕方というのは、保育園・幼稚園の先生方にも集まっていたらいて研修会をやったり、終わった後にシートの検討会がありますので、その中で振り返りもして、少しずつバージョンアップしていただいているとうか。

国立が多分一番最後で、ほとんどの市町村がやっているんじゃないかと思うんですけれども。

【児童青少年課長】 少しこのやり方についての検討、私と子ども支援課長も検討会のメンバーに入っております、そこのやり方については、学校の校長先生とか、保育園の園長先生、幼稚園の園長先生に入っただいて、お話はさせていただいているところなんです。やはり先ほど吉田先生がおっしゃっていたように、園のほうのご負担になっているというのはご意見としていただいておりますので、今年について、特に開いていただいた右側のところ、保育園、幼稚園からというページがあると思ひます。

ここを今まで項目が細かかったんです。左側のご家庭から書いていただくような項目で、今まで書いていただいていたんですけれども、やはり項目があると、保育園としてもそこを全部書かなければいけないと思ひてしまっていて、そこはご負担を減らそうということで、少し項目を絞らせていただいたとうか、大まかな3つに減らしていただいて、少し園のほうのご負担も減らせるような形で、ちょっと検討させていただけるとうか、またこの活用については、毎年検討会をやってまいりますので、その中でよりよい形にしていきたいとは考えております。

【会長】 大事な取り組みですけれども、ここに書いてあることが子どものことを決めつけてしまったりするとうか、あまりよくないと思ひますし。ありがとうございます。

だんだん時間が迫ってきたんですけれども、他にいかがでしょうか。もしあれば、ぜひお願いしたいと思ひますが、どうですか。

あと、一番最後のページのところで、地域の子どもは地域で育てる放課後学習支援教室の推進とうか、学習支援とうか、教育指導支援課からのものになります。今後の取り組みとうか、これは補修の学習支援の場だとは思ひんですけれども、学童とかに限定、統合とうか、この検討となっているわけですけれども、この辺はちょっと慎重にやっっていく必要があるのかな、なんていうことを感じておりますので一言申し上げます。

他にはいかがでしょうか。じゃ、すみません、ちょっと時間が迫ってしまいました。また、もし何か気づいた点がございましたら、国立市のほうにメールなどでお伝えいただければと思ひますの

で、よろしく願いいたします。

【子ども家庭部長】 すみません、先ほどの野島委員さんの出産をした後の方のグループ活動について、どんなことを国立でやっているかというご質問があったんですけども。

【子育て支援課長】 月齢グループのお話ですか。

【子ども家庭部長】 他に、もし産前も産後も含めてだけれども、今後、産後ケアをやるというお話をさせてもらっていいですか。

【子育て支援課長】 先ほどご説明させていただいたように、月齢グループというのを国立市ではやっています、健診の後に保健センターとか、先ほどご説明もあったかもしれないですけども、近くにありますので、子ども家庭支援センターを見学していただいた中で、この月齢グループというのをつくっていただいて、それで育成という言い方はあれなんですけれども、集まりの場所とかを提供したりとかして、集まりのほうをやっていただいているというのが1つあります。

産前につきましては、野島委員のほうで今やっていただいています、産前産後の井戸端カフェとか、ああいった取り組みを参考に、産前のそういったものについても、今後改めて考えていければなと思っております。市としては、来年度から産後ケア、先ほどもご説明があったかと思うんですけども、産後鬱ですとか、そういったところの取り組みとして産後ケア事業にまず取り組んでいきたいと考えておりますので、まずそこに今向けて取り組みを進めているといったところです。

【会長】 ありがとうございます。そうしましたら、続きまして、今後の予定ということで、スケジュール案についての説明をよろしく願いします。

【事務局】 それでは、資料No.4をご覧ください。この後の審議会の予定を先にお伝えさせていただきます。第6回の審議会につきましては、来月、12月13日の金曜日に予定させていただきます。こちらでの審議の内容につきましては、今日の後半にやらせてもらった総合計画の中間報告について、ほかの重点項目がございますので、そこで議論させていただきたいと考えております。

また、総合計画内で28年に策定した総合計画になりますので、本来、今であれば重点項目にあっておかしくない事業が、まだ記載されていない事項が幾つかございます。ここで、①、②でここに示しているんですが、幼児教育プロジェクト「ここすき！」の件と、子どもの人権オンブズマンの取り組み等について、新たにこの間事業が開始されていますので、そこについて中間評価という形で、主観課の自己評価をまずお示しさせていただきますので、そこを審議いただければと思っております。

第7回につきましては、明けて1月31日の金曜日に予定しております。内容はここに記載のとおりでございます。

この後、第8回を2月に、第9回を3月にという形で予定させてもらっております。また、先ほども少しお伝えしましたが、支援事業計画につきまして、まだ軽微なケアレスミスとか、修正部分がありますので、そちらは事務局のほうで早急に修正をした後、この後、11月25日ごろを目安にパブリックコメントをやっていきたいと考えております。

また、12月にあります国立市議会の福祉保健委員会のほうに、こちらについては資料という形で送付した上で、委員会報告もさせていただくことを予定しておりますので、そこもご承知おきのほどよろしく願いいたします。スケジュールは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。その他、何かここまで全体としてお伝えしたいこと等、ございますか。

それでは、今後も一月に1回ぐらいずつ会議があるということで、次回以降、オンブズマンとか、

若者支援とか、子どもの貧困とか、いろいろ重要な課題についての審議が続きますので、今後もぜひご出席いただき、ご意見を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

— 了 —